

速報版

発行：自治労滋賀県職員連合労働組合  
自治労滋賀県職員労働組合  
県庁東館5階  
県庁内線：4790.4791  
直通077-528-4790  
FAX077-521-3784  
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

## 2023年度県人事委員会勧告(10/16)

# 2年連続で月例給一時金とも引上げ勧告 公民較差0.98%(3,646円)、一時金0.10月増(年間4.50月)

### 国準拠の給料表へ改定(初任給若年層重点に全体を引上げ) 子の扶養手当、100円増額し上限額1万円に到達 獣医師の初任給調整手当の引上げの必要性に言及

県人事委員会は10月16日、今年度の給与等の勧告を行い、月例給を0.98%・3,646円、一時金を0.10月分引き上げる内容となりました。月例給、一時金ともに2年連続で引上げ勧告となったことは、組合員の期待に一定程度応える内容と受け止めます。しかしながら、初任給若年層の引上げは評価できるものの、中堅ベテラン層への改善は抑制的であることなど不満な内容を残しています。また、子の扶養手当の引上げ、獣医師の初任給調整手当引上げへの言及などが評価できる一方で、重点要求であった自動車通勤手当への言及が無いなどは課題として残ります。

今後は、確定交渉の場(人事当局との交渉)で要求実現を図っていきますので、引き続き組合への結集をよろしくお願いします。

## 県人事委員会勧告・報告の概要

### ○給与勧告制度の基本的考え方

- 地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適應するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な処遇を確保するものであり、職員の士気の高揚、有為の人材の確保など能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。
- 県は民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠することが最も合理的であると考えられている。

### ○民間給与との比較

133民間事業所の約6,200人の個人別給与を实地調査(完了率93.1%)

#### (1)月例給

公民較差**3,646円 0.98%**

(参考)人事院報告 官民較差3,869円0.96%

[新規採用職員を除く行政職給料表適用職員3,247人、平均年齢41.6歳]

#### (2)特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較  
民間の支給割合 4.48月(公務の支給月数 4.40月)

### ○民間給与との較差等に基づく給与改定

#### (1)給料表

国に準じて給料表を引上げ改定(平均改定率 1.03%)

#### (2)扶養手当

子に係る手当額を引上げ 9,900円→10,000円

#### (3)初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当を引上げ

#### (4)期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ

(年間支給月数4.40月分→4.50月分)

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

(一般職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

#### (5)実施時期

(1)および(2)(3)については令和5年4月1日、(4)については同年12月1日

### ○給与制度に関する検討事項

#### (1)在宅勤務等手当の創設

・人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた制度を設けることについて検討する必要

#### (2)獣医師に対する初任給調整手当の見直し

・近年、獣医師の欠員も生じており、これまでも増して人材確保が困難な状況にあることから、他の都道府県等の状況も踏まえ、支給額等の見直しを検討する必要

#### (3)人事院における給与制度のアップデートへの対応

・本県の実情を踏まえて個々に対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要

### ○人事管理に関する事項

#### (1)人材の確保

・採用試験の実施結果を検証し、適切な能力実証の観点に留意しながら、より幅広い層の方が受験しやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを検討  
・就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりやインターンシップの機会等を通じた学生等の志望意欲の喚起、また、採用辞退の防止に向けた合格者説明会等の取組が重要

## (2) 全ての職員の活躍推進

- ・複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員同士が互いの個性や価値観を多様性として認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できる県庁を実現する必要

## (3) 働き方改革の推進と勤務環境の整備

- ・多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要にも的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要
- ・学校においては、管理職員が休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくとともに、管理職員に対するサポート体制を強化し、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを構築する必要
- ・仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推

進の観点からも重要な取組であり、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要

- ・メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な問題であり、管理職員は職員の健康確保に対して安全配慮義務があることを自覚するとともに、周囲の職員も普段と異なる様子が生じていないか互いに目を配るなど、職場全体で早期に対応することが重要

- ・ハラスメントの発生した状況を適切に把握し、効果的な研修を実施するなど、ハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要

## (4) 公務員倫理の徹底

- ・任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要

# 勧告を前に人事委員会委員長と最終交渉(10/12) 中高年層賃金の改善、自動車通勤手当引上げを改めて訴え

自治労県職と滋賀県教組は10月12日、人事委員会委員長交渉を実施。池田人事委員会委員長は冒頭に回答を行い、公民較差は国を上回る0.98%（3,646円）で国に準じた給料表改定、一時金は0.1月引上げ、子の扶養手当の改善等について方向を明らかにしました。また、獣医師の初任給調整手当の見直し、在宅勤務手当制度の検討、給与制度のアップデート、育児との両立支援、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止等について言及しました。組合は、中堅ベテラン層の奮闘に応える給与改善、自動車通勤手当の改善等を改めて求めました。池田委員長は組合が指摘した課題について「引続き現場の状況を聞かせてもらいながら考えていきたい」と応えました。



## ガソリン代高騰に見合う自動車通勤手当の改善を

【組合】「自動車通勤手当の引上げ」についても、繰り返し主張してきた。ガソリン代の高騰により自動車通勤者の負担感は大々くなっている。しっかりと民間の支給状況を調査して、納得のいく改善をはかってほしい。

## 獣医師初任給調整手当の言及は評価、薬剤師等へ拡大を

【組合】獣医師の初任給調整手当については、引上げの必要性の言及のあったことを評価したい。合わせて、獣医師同様に採用困難職種となっている薬剤師等についても対象とすべく拡大されることを要望したい。

## 人事委員長「現場の状況を聞き、今後考えていきたい」

【委員長】この間の事務局長との話し合いについては、報告を受けている。今回、お話をあったこと、これから課題となること、現場の話を聞かせもらいながら、今後考えていきたい。

## 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に向けて言及

【委員長】会計年度任用職員については、職責等に応じた適切な処遇を図る必要があることから、地方自治法の改正に伴い、勤勉手当の支給方法について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があると考えている。

## 《人事委員会交渉の主なやりとり》 2年連続の給与一時金改善、子の扶養手当の引上げは評価

【組合】給与一時金について、昨年に続き2年連続で引上げの方向を示されたことは、組合員の期待に一定応えるものと受け止めたい。また、公民較差を用いて、子の扶養手当を上限の1万円に引き上げることも評価したい。

## 中堅ベテラン層への奮闘に応える賃金改善が必要

【組合】繰り返し主張してきたところであるが、国に準拠した給料表の改定となると、中堅ベテラン層の賃金引き上げに不満が残る。現在の人員構成は、若手は増えてきているが、中堅層以上が極端に少ない状況となっており、若手への指導育成や困難業務への対応も含めて、これらの層の負担は増大している。中堅ベテラン層の努力に報いる賃金の改善をしなければ、モチベーションは低下し、今後を担う若手にも悪影響を及ぼしかねない。問題意識を持って対応してほしい。

自治労組合員のみなさんへ

\ 広げよう! /

## たすけあいありがとう

キャンペーン | キャンペーン期間 ※抽選は2回に分けて実施します。 | 2023.10.1 > 2024.5.31

自主福祉運動は、組合員自らの手で「助け合い」を形にする共助の運動です。助け合いの輪が大きくなるほど、ひとりひとりの安心も大きくなります。自治労は、非営利の生活協同組合である「じちろう共済」の各種共済を助け合いの共済として推進しています。「じちろう共済」は、2023年6月に「こくみん共済 coop」と統合10周年を迎え、自治労はさらに助け合いの輪を広げるために「広げよう!たすけあい ありがとうキャンペーン」を実施します。

組合活動に参加してキャンペーンに応募しよう!

キャンペーン期間中に、組合で開催する自主福祉運動や共済制度に関する学習会等へ参加していただいた組合員を対象に「抽選」で賞品を進呈します。また、抽選キャンペーンへの応募1件につき、100円を子ども食堂へ寄付します。詳しくは組合までお問い合わせください。

抽選で賞品が  
当たる!

世界的大人気/  
Hydro Flaskのボトル

あなたの参加が  
子ども食堂への  
寄付に!

**自治労本部 共済推進委員会**



